

委員会提出意見書案第2号

鉱害被害者救済に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和4年3月25日提出

提出者 産業建設常任委員長 藤岡修美

鉱害被害者救済に関する意見書

平成14年3月31日に臨時石炭鉱害復旧法が廃止されたが、旧産炭地では、今なお陥没や地盤沈下など、浅所採掘(地表下50m以浅の採掘跡及び坑道跡)に起因する被害が発生している。

その復旧について、有資力鉱区においては賠償義務者が対応し、無資力鉱区においては中国経済産業局が特定鉱害(地表下50m以浅の採掘跡及び坑道跡の崩壊に起因する地盤の陥没)の認否を決定し、特定鉱害と認められた場合には経済産業大臣が指定した法人が工事を行っている。しかし、認定要件が厳しいため、被害が大きくても特定鉱害と認められず、復旧補償がなされず、住み慣れた家から転居し借家生活を余儀なくされている人がいる。

については、無資力鉱区の特定鉱害の不認定に不服がある場合、認定権者である経済産業省において被害発生の原因を精細に調査し、広く被害者を救済する措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会